

事業主支援についてよくいただくご質問への回答

Q1：障害者雇用を進めたいのですが、障害者職業センターを利用している障害のある方の紹介をしていただけるのでしょうか？

——障害のある方の採用については各種の援護制度をご活用いただけるため、ハローワークの紹介を受けることが適当であること、障害者職業センターには職業紹介権がないこと等から、利用者を直接紹介することは行っていません。

Q2：ハローワークで障害者職業センターの利用を勧められました。どのような相談をしていただけるのでしょうか？利用の申し込みはどうしたらよいのでしょうか？

——①障害のある方の採用計画、従事職務の検討、採用方法や求人条件の検討等採用に当たっての企画検討のお手伝い（提案書の提供）、②実際に採用するときのジョブコーチ支援の実施、③社内啓発のための社員研修の実施、④他社の障害者雇用の取り組みをご理解いただくための事業主支援ワークショップの開催、⑤雇用管理サポート事業や各種マニュアル等を活用した障害者雇用情報の提供、⑥特例子会社の立ち上げ等に係る諸情報の提供、ご相談等企業様のニーズに合わせて幅広く対応させていただきます。

Q3：社内で障害者雇用の啓発を進めたいのですが、障害者職業センターではどのようなサービスをしてもらえますか？

——障害者職業カウンセラーの社員研修への派遣、社内企画の検討に対する助言、障害者雇用に係る各種情報の提供、雇用管理サポート事業を活用した情報提供や研修の実施等を行います。

Q4：障害のある方を初めて雇用するのですが、指導担当者の研修をお願いできますか？

——OFF-JTにより社員研修の講師を派遣するほか、ジョブコーチ支援事業により実際に現場でどのように障害のある方と接していったらよいのか、指導方法やマニュアル・チェックリスト整備等はどうしたらよいのか、指導体制や職場環境整備の方法をどうしたらよいのか等障害者雇用のノウハウをお知らせしていきます。

Q5：多数の店舗で障害者雇用を考えています。他県の店舗等もあるのですがその場合にはそれぞれの管轄の障害者職業センターに相談する必要があるのでしょうか？

——障害者職業センターは高齢・障害者雇用支援機構が全国に設置し運営している施設です。他県の店舗等で障害者雇用を進められるときには当機構の全国ネットを活用して該当の都道府県のセンターに連絡を取り的確な支援を展開してまいります。

Q6：事業主支援ワークショップの情報をホームページで見たのですが、障害者職業センターを利用したことのない企業も参加できますか？

——是非ご参加いただき、他の企業の取り組み実績等を情報収集してください。

Q7：雇用管理サポートを使いたいと思うのですが、どのように申し込めばよいのでしょうか？

——宮城県内では、宮城県雇用支援協会と宮城障害者職業センターが受付窓口です。いずれかにご連絡いただき、援助を必要とする内容、雇用管理サポートの必要な支援領域、協力専門家の人選等を行ったうえで日程調整し、活用いただくことになります。